

建築基準法施行令第四十六条第四項表一 (一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値

昭和五十六年六月一日

建設省告示第千百号

改正

昭和六二年十一月四日建設省告示第一九二六号

平成二年十一月二六日建設省告示第一八九七号

平成八年十一月一八日建設省告示第二〇八八号

平成一二年一月二六日建設省告示第二四六五号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四十六条第四項表一(八)項の規定に基づき、同表(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値をそれぞれ次のように定める。

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定めるものとする。

一 別表第一(い)欄に掲げる材料を、同表(ろ)欄に掲げる方法によつて柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材の片面に打ち付けた壁を設けた軸組(材料を継ぎ合わせて打ち付ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱、間柱、はり、けた若しくは胴差又は当該継手を補強するために設けた胴つなぎその他これらに類するものの部分に設けたものに限る。)

二 厚さ一・五センチメートル以上で幅四・五センチメートル以上の木材を三十一センチメートル以下の間隔で柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材にくぎ(日本工業規格(以下「JIS」という。)A五五〇八—一九七五(鉄丸くぎ))に定めるN五〇又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた胴縁に、別表第一(い)欄に掲げる材料をくぎ(JISA五五〇八—一九七五(鉄丸くぎ))に定めるN三二又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた壁(くぎの間隔が十五センチメートル以下のものに限る。)を設けた軸組

三 厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて柱及びはり、けた、土台その他の横架材にくぎ(JISA五五〇八—一九七五(鉄丸くぎ))に定めるN七五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた受材(くぎの間隔は、三十センチメートル以下に限る。)並びに間柱及び胴つなぎその他これらに類するものに、別表第二(い)欄に掲げる材料を同表(ろ)欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組(材料を継ぎ合わせて打ち付ける場合にあっては、その継手を構造耐力上支障が生じないように間柱又は胴つなぎその他これらに類するものの部分に設けたもの)に限り、同表(三)項に掲げる材料を用いる場合にあっては、その上にせつこうプラスター(JISA六九〇四—一九七六(せつこうプラスター))に定めるせつこうプラスター又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。次号において同じ。)を厚さ十五ミリメートル以上塗つたものに限る。)

四 厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材を用いて六十一センチメートル以下の間隔で五本以上設けた貫(継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたもの)に、別表第二(い)欄に掲げる材料を同表(ろ)欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組(材料を継ぎ合わせて打ち付ける場合にあっては、その継手を構造耐力上支障が生じないように貫の部分に設けたもの)に限り、同表(三)項に掲げる材料を用いる場合にあっては、その上にせつこうプラスターを

厚さ十五ミリメートル以上塗つたものに限る。)

五 前各号に掲げる壁のうち二を併用した軸組

六 第一号から第四号までに掲げる壁のうち一と令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁又は同表(二)項から(六)項までに掲げる筋かいとを併用した軸組

七 第一号から第四号までに掲げる壁のうち一、令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁及び同表(二)項から(六)項までに掲げる筋かいを併用した軸組

八 第一号から第四号までに掲げる壁のうち二と令第四十六条第四項表一(二)項から(六)項までに掲げる筋かいとを併用した軸組

九 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣がこれらと同等以上の耐力を有すると認める軸組

第二 倍率の数值は、次の各号に定めるものとする。

一 第一第一号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第一(は)欄に掲げる数值

二 第一第二号に定める軸組にあつては、〇・五

三 第一第三号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第二(は)欄に掲げる数值

四 第一第四号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第二(に)欄に掲げる数值

五 第一第五号に定める軸組にあつては、併用する壁のそれぞれを設けた軸組の前各号に掲げるそれぞれの数值の和

六 第一第六号から第八号までに定める軸組にあつては、併用する壁又は筋かいを設け又は入れた軸組の第一号から第四号まで又は令第四十六条第四項表一の倍率の欄に掲げるそれぞれの数值の和(当該数值の和が五を超える場合は五)

七 第一第九号に定める軸組にあつては、当該軸組について国土交通大臣が定めた数值

附 則

昭和四十七年建設省告示第百六十三号は、廃止する。

附 則

(昭和六二年十一月四日建設省告示第一九二六号)

この告示は、昭和六十二年十一月十六日から施行する。

附 則

(平成二年十一月二六日建設省告示第一八九七号)

この告示は、平成二年十二月十日から施行する。

附 則

(平成一二年一二月二六日建設省告示第二四六五号)

この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

別表第一

	(い)	(ろ)		(は)
	材料	くぎ打の方法		倍率
		くぎの種類	くぎの間隔	
	構造用合板(構造用合板の日本農林規格(昭和五十一年農林省告示第八百九十四号)に規定するもの(屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁(以下「屋外壁等」とい		十五センチ	

(一)	う。)に用いる場合は特類に限る。)で、厚さが五ミリメートル(屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同等以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、七・五ミリメートル)以上のものに限る。)	N五〇	メートル以下	二・五
(二)	パーティクルボード(JISA五九〇八一―九九四(パーティクルボード)に適合するもの(曲げ強さによる区分がハタイプのを除く。)で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。)又は構造用パネル(構造用パネルの日本農林規格(昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号)に規定するものに限る。)			
(三)	ハードボード(JISA五九〇七―一九七七(硬質繊維板)に定める四五〇又は三五〇で厚さが五ミリメートル以上のものに限る。)			二
(四)	硬質木片セメント板(JISA五四―七―一九八五(木片セメント板)に定める〇・九Cで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。)			
(五)	フレキシブル板(JISA五四〇三―一九八九(石綿スレート)に定めるフレキシブル板で厚さが六ミリメートル以上のものに限る。)	GNF四〇又はGNC四〇		
(六)	石綿パーライト板(JISA五四―三―一九八九(石綿セメントパーライト板)に定める〇・八Pで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。)			
(七)	石綿けい酸カルシウム板(JISA五四―八―一九八九(石綿セメントけい酸カルシウム板)に定める一・〇Kで厚さが八ミリメートル以上のものに限る。)			
(八)	炭酸マグネシウム板(JISA六七〇―一九八三(炭酸マグネシウム板)に適合するもので厚さ十二ミリメートル以上のものに限る。)			
(九)	パルプセメント板(JISA五四―四―一九八八(パルプセメント板)に適合するもので厚さが八ミリメートル以上のものに限る。)			一・五
(十)	せっこうボード(JISA六九〇―一九八三(せっこうボード)に適合するもので厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。)(屋外壁等以外に用いる場合に限る。)			一
(十一)	シージングボード(JISA五九〇五―一九七九(軟質繊維板)に定めるシージングインシュレーションボードで厚さが	SN四〇	一枚の壁材につき外周部分は十センチメートル以下、その他	

	十二ミリメートル以上のものに限る。)		の部分は二十センチメートル以下
(十二)	ラスシート(JISA五五二四一九七七(ラスシート(角波亜鉛鉄板ラス)))に定めるもののうち角波亜鉛鉄板の厚さが〇・四ミリメートル以上、メタルラスの厚さが〇・六ミリメートル以上のものに限る。)	N三八	十五センチメートル以下
一 この表において、N三八及びN五〇は、それぞれJISA五五〇八一九七五(鉄丸くぎ)に定めるN三八及びN五〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎを、GNF四〇及びGNC四〇は、それぞれJISA五五五二一九八八(せつこうボード用くぎ)に定めるGNF四〇及びGNC四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎを、SN四〇は、JISA五五五三一九七七(シージングインシュレーションファイバーボード用くぎ)に定めるSN四〇又はこれと同等以上の品質を有するくぎをいう。 二 表中(い)欄に掲げる材料を地面から一メートル以内の部分に用いる場合には、必要に応じて防腐措置及びしろありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずるものとする。			

別表第二

	(い)	(ろ)		(は)	(に)
	材料	くぎ打の方法		第一第三号に定める軸組に係る倍率	第一第四号に定める軸組に係る倍率
		くぎの種類	くぎの間隔		
(一)	構造用合板(構造用合板の日本農林規格に適合するもの(屋外壁等に用いる場合は特類に限る。))で、厚さが七・五ミリメートル以上のものに限る。)	N五〇	十五センチメートル以下	二・五	一・五
(二)	パーティクルボード(JISA五九〇八一九九四(パーティクルボード)に適合するもの(曲げ強さによる区分がハタイプであるものを除く。))で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。))又は構造用パネル(構造用パネルの日本農林				

	規格(昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号)に規定するものに限る。)				
(三)	せつこうラスボード(JISA六九〇六—一九八三(せつこうラスボード)に適合するもので厚さが九ミリメートル以上のものに限る。)	GNF三二又はGNC三二		一・五	一・〇
(四)	せつこうボード(JISA六九〇—一九八三(せつこうボード)に適合するもので厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。)(屋外壁等以外に用いる場合に限る。)	第一第三号による場合はGNF四〇又はGNC四〇、第一第四号による場合はGNF三二又はGNC三二		一・〇	〇・五
<p>一 この表において、N五〇は、JISA五五〇八—一九七五(鉄丸くぎ)に定めるN五〇又はこれと同等以上の品質を有するくぎを、GNF三二、GNC三二、GNF四〇及びGNC四〇は、それぞれJISA五五五二—一九八八(せつこうボード用くぎ)に定めるGNF三二、GNC三二、GNF四〇及びGNC四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。</p> <p>二 表中(イ)欄に掲げる材料を地面から一メートル以内の部分に用いる場合には、必要に応じて防腐措置及びしるありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずるものとする。</p>					

All Rights Reserved, Copyright (C) Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism